

# 防衛省仕様書改正票

D S P

D 6022D(3)

## 1tトレーラ

制定 昭和58年12月19日

改正 令和 2年 3月18日

(TRAILER, CARGO)

この改正票は、D S P D 6022D(1tトレーラ)についてのものであり、D S P D 6022D(2)を含め、累積記載されている。この改正票は、D S P D 6022Dと併用される。

1.3 表1を次のように改める。

表1－製品の呼び方

製品の呼び方	物品番号
1tトレーラ	2330-227-9452-5

1.4 a) に次を加える。

J I S K 5651 アミノアルキド樹脂塗料

2.3 を次のように改める。

ねじ部品類は、日本産業規格に規定されたもの、又は同等品を使用するものとする。

2.4.1 a) を次のように改める。

a) 走行装置は、1軸2輪とし、次による。

1) 車軸は、死軸式とする。

2) タイヤは、J I S D 4202の12R22.5-14PRチューブレスで、トレッドパターンはブロックのものを2本取り付け  
るものとする。また、ホイールは、J I S D 4102による呼びが22.5×8.25とし、10本ボルト取付用とする。

2.4.1 f) を次のように改める。

f) 脚は、車輪付きの折り畳み式とし、けん引棒先端下部に取り付けるものとする。

なお、車輪、鋼板製又はゴム巻き車輪とし、操作性を考慮した適度なオフセット(160 mmを基準)を設けたもので、360度回転できるものとし、固定ピン用のノブは滑りにくい形状のものとする。

2.4.1 g) 1) を次のように改める。

1) 荷台は、ほろ付の鋼製一方開きとし、各あおり(後あおりは除く。)は、ボルト及びナットによりフレームを固定するものとする。

なお、後あおりは、走行中の振動等により開かない構造のものとする。

2.

D 6022D(3)

2.4.1 h) を次のように改める。

h) 灯火類は、次による。

なお、通常用灯火及び管制用灯火に使用する電球については、日本産業規格に規定されたもの、又は同等品を使用するものとする。

2.4.1 i) を次のように改める。

i) 附属装置は次による。

2.4.1 i) 7) を次のように改める。

7) タイヤは、タイヤチェーン<sup>4)</sup>及び雪そり<sup>5)</sup>の装着ができるものとする。

注<sup>4)</sup> J I S D 4 2 4 1のタイヤチェーン

注<sup>5)</sup> D 6 0 1 2に規定されている1tトレーラ用雪そり

2.6 a) を次のように改める。

a) 車体部(フレーム及び脚を含む。)は、次のいずれかによって塗装するものとし、塗色については、N D S Z 8 2 0 1の色番号2314(OD色 7. 5Y3/1)とする。

1) J I S K 5 5 7 2の2種又は同等品

2) J I S K 5 6 5 1の2種2号又は同等品

2 製品に関する要求に次を加える。

2.8 標識

標識は、訓令に基づく調達要求元の標識を表示するものとする。

5.1 を次のように改める。

付属品は、ほろ(ロープ付き)とする。ほろは、雨、日射などを避けることができるものとする。また、ほろ取付用フックに縛着でき、後あおりを開いた状態で荷物の積載ができるものとする。さらに、後あおりの開閉に用いる箇所は、アジャスターバンド付きとする。

“5.4 納入書類”を“5.5 納入書類”に改める。

“5.4.1 添付書類”を“5.5.1 添付書類”に改める。

“5.4.2 提出書類”を“5.5.2 提出書類”に改める。

## 1 t トレーラ

## (TRAILER, CARGO)

## 1 総則

## 1.1 適用範囲

この仕様書は、3tトラック、1tトラック、78式雪上車などのけん(牽)引車両に連結し、資材及び補給品の輸送などに使用する1tトレーラ(以下、“トレーラ”という。)について規定する。

## 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、JIS D 0101、JIS D 0102及びJIS D 0105による。

## 1.2.1 空車状態

空車状態とは、トレーラに潤滑油及び油脂類を全量搭載し、附属品を取付位置などに収納した状態をいう。

## 1.2.2 最大積載状態

最大積載状態とは、空車状態のトレーラに最大積載質量1 000 kgの荷物を均等に積載した状態をいう。

## 1.2.3 検査時車両状態

検査時車両状態とは、空車状態の車両に1名が乗車したけん引車両と空車状態のトレーラを連結した状態をいう。

## 1.2.4 常用ブレーキ

常用ブレーキとは、制動に常用する制動装置をいう。

## 1.2.5 駐車ブレーキ

駐車ブレーキとは、常用ブレーキ以外の制動装置であり、停止中のトレーラを機械的作用により停止状態に保持する制動装置をいう。

## 1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、表1による。

表1－製品の呼び方

製品の呼び方	物品番号
1tトレーラ	_____

## 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

## a) 規格

JIS D 0101	自動車の種類に関する用語
JIS D 0102	自動車用語－自動車の寸法、質量、荷重及び性能
JIS D 0105	トラックの普通荷台に関する用語
JIS D 4102	空気入りタイヤ用ホイール及びリム－用語・呼び・表示
JIS D 4202	自動車用タイヤ呼び方及び諸元
JIS D 4241	路上走行用自動車－タイヤチェーン
JIS D 6601	フルトレーラ用ドローバーアイの形状・寸法及び作動範囲
JIS D 6606	トラックトラクタ及びトレーラ用7極電線カップリング
JIS K 5572	フタル酸樹脂エナメル

## D 6022D

- |                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| NDS Z 8011                       | 角形銘板   |
| NDS Z 8201                       | 標準色    |
| b) 仕様書                           |        |
| DSP L 4768                       | 帆布     |
| c) 制式                            |        |
| D 6012                           | 78式雪上車 |
| d) 法令等                           |        |
| 自衛隊の使用する自動車に関する訓令(昭和45年防衛庁訓令第1号) |        |

## 2 製品に関する要求

## 2.1 一般的要求事項

このトレーラは、自衛隊の使用する自動車に関する訓令(以下、“訓令”という。)に適合するものとする。

## 2.2 構成

構成は、次による。

- a) 走行装置
- b) 制動装置
- c) 懸架装置
- d) フレーム
- e) 被けん引装置
- f) 脚
- g) 荷台
- h) 灯火類
- i) 附属装置など

## 2.3 ねじ部品類

ねじ部品類は、日本工業規格に規定されたもの、又は同等品を使用するものとする。

## 2.4 構造・形状・寸法・質量

## 2.4.1 構造

構造は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

- a) 走行装置は、1軸2輪とし、次による。
  - 1) 車軸は、死軸式とする。
  - 2) タイヤは、J I S D 4 2 0 2 の12R22.5-14PRチューブレスで、トレッドパターンはブロックのものを2本取り付けるものとする。また、ホイールは、J I S D 4 1 0 2 による呼びが、22.5×8.25IRAとし、10本ボルト取付用とする。
- b) 制動装置は、次による。
  - 1) 常用ブレーキは、空気倍力装置による油圧式2輪作動形とし、走行中にけん引車両とトレーラが離れたとき、自動的に制動する非常用ブレーキ装置を設けるものとする。
 

なお、エアホース先端にエアブレーキカップリングを取り付けるものとし、ホースの長さは、けん引走行に必要な長さとする。
  - 2) 駐車ブレーキは、機械式車輪制動形の手動ブレーキとし、駐車ブレーキレバーを、フレーム右側後方に取り付けるものとする。
- c) 懸架装置は、縦置き半だ円板ばね式の車軸式懸架とする。
- d) フレームは、コ形断面のはしご形とする。

e) 被けん引装置は、次による。

- 1) コ形断面のけん引棒を、フレーム前方下部に八の字形に取り付けるものとする。
- 2) ドローバーアイ<sup>1)</sup>を、けん引棒先端に取り付けるものとする。  
注<sup>1)</sup> J I S D 6 6 0 1 のA形
- 3) フック付き鎖を、けん引棒先端の右側及び左側にそれぞれ取り付けるものとする。  
なお、鎖の長さは、けん引走行に必要な長さとする。
- 4) 7極電線カップリングのプラグ<sup>2)</sup>を取り付けたケーブル<sup>3)</sup>を、トレーラ前方に配線するものとする。  
なお、ケーブルの長さは、けん引走行に必要な長さとする。

注<sup>2)</sup> J I S D 6 6 0 6 の7TP-1

注<sup>3)</sup> J I S D 6 6 0 6 の附属書によるジャンパケーブルの7TC

f) 脚は、車輪付きの折り畳み式とし、けん引棒先端下部に取り付けるものとする。

なお、車輪は、鋼板製又はゴム巻き車輪とし、操作性を考慮した適度なオフセット(160 mmを基準)を設けたもので、360度回転できるものとする。

g) 荷台は、次による。

- 1) 荷台は、ほろ付きの鋼製一方開きとし、各あおり(後あおりは除く。)は、ボルト及びナットによりフレームに固定するものとする。
- 2) 床板は、厚さ約2.3 mmの平鋼板とし、溶接によりフレーム及び各あおり(後あおりは除く。)に固定するものとする。  
なお、水抜穴を、床板前部右側及び左側にそれぞれ設けるものとする。
- 3) 木製ラックを、あおり上部に取り付けるものとする。  
なお、木製ラックは、取り外しができ、前後左右に分解できる構造のものとする。
- 4) ほろ骨は、鋼管製とし、床面からの高さが中央部で約1 100 mmのものを取り付けるものとする。  
なお、ほろ骨は、取り外しができる構造とする。
- 5) ほろ生地は、D S P L 4 7 6 8 のビニロン・ポリエステル交織帆布10号(OD色)を標準とする。

h) 灯火類は、次による。

なお、通常用灯火及び管制用灯火に使用する電球については、日本工業規格に規定されたもの、又は同等品を使用するものとする。

- 1) 通常用灯火  
通常用灯火は、訓令によるものとする。
- 2) 管制用灯火  
管制用灯火は、表2による。

表2 - 管制用灯火

名称		規定	数量
管制用	制動灯	24V 5W又は6W	2
	尾灯		2

i) 附属装置などは、次による。

- 1) ブレーキ用エアブレーキカップリングの取付具を、荷台前面に取り付けるものとする。
- 2) 7極電線カップリングのプラグ収納箱を、左側けん引棒に取り付けるものとする。
- 3) ほろ取付用フックを、荷台前面、左右側面及び後面に取り付けるものとする。
- 4) あおり脚を、後あおり上部の右側及び左側にそれぞれ取り付けるものとする。
- 5) 通常用灯火と管制用灯火の切換スイッチを、フレーム左側後方に取り付けるものとする。
- 6) 泥よけゴム付きのフェンダを、荷台の右及び左外側にそれぞれ取り付けるものとする。

## D 6022D

7) タイヤは、タイヤチェーン<sup>5)</sup>及び雪そり<sup>6)</sup>の装着ができるものとする。

注<sup>4)</sup> J I S D 4 2 4 1 のタイヤチェーン

注<sup>5)</sup> D 6 0 1 2 に規定されている1tトレーラ用雪そり

8) 自動車番号標を、トレーラの後部に取り付けるものとする。

9) 車輪格納補助具を、けん引棒内側に取り付けるものとする。

## 2.4.2 形状・寸法

形状・寸法は、付図 1 を標準とする。

## 2.4.3 質量

質量は、表 3 を標準とする。

表 3 - 質量

単位 kg

区分	質量
空車状態の質量	1 050
最大積載状態の質量	2 050

## 2.5 外観・性能・機能

## 2.5.1 外観

外観は、次による。

- a) 有害なきず、割れ、まくれ及びその他の欠陥があってはならない。
- b) 各部の塗装及びめっきにむらがあってはならない。

## 2.5.2 性能・機能

性能及び機能は、付表 1 の試験方法により試験したとき、表 4 による。

表 4 - 性能・機能

項目		規定
性能	最大安定傾斜角	訓令の規定に適合するものとする。
	運行性能	異常があってはならない。
	制動装置性能	訓令の規定に適合するものとする。
	非常用ブレーキ装置	異常があってはならない。
機能		

## 2.6 塗装

塗装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、十分な防せい(錆)処理を行った後に、次の方法で上塗りを行うものとする。

a) 車体外部(フレーム及び脚を含む。)は、次のいずれかにより塗装するものとし、塗色については、N D S Z 8 2 0 1 の色番号2314 OD色とする。

- 1) J I S K 5 5 7 2 の半つや外部用又は同等品
- 2) J I S K 5 6 5 1 の半つや外部用又は同等品

b) 車軸及び懸架装置(ディスクホイールを含む。)は、黒色とし、契約の相手方の仕様により塗装するものとする。

## 2.7 製品の表示

製品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、1種銘板<sup>6)</sup>を、フレーム前面の右側の位置に取り付けるものとする。

注<sup>6)</sup> N D S Z 8 0 1 1

## 3 品質保証

監督及び検査は、付表 1 によるほか、契約担当官等の定める監督・検査実施要領による。

#### 4 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商習慣による。

#### 5 その他の指示

##### 5.1 付属品

付属品は、ほろ(ロープ付き)とする。ほろは、荷台の中に雨、ほこりなどの侵入を防ぐことができる構造及び寸法とする。また、ほろ取付用フックに縛着でき、後あおりを開いた状態で荷物の積載ができるものとする。

##### 5.2 貸付品

貸付品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、3 $\frac{1}{2}$ tトラック及び1 $\frac{1}{2}$ tトラックを貸し付けるものとする。

##### 5.3 承認用図面

契約の相手方は、製造に先立ち承認用図面を提出し、契約担当官等の承認を受けなければならない。  
なお、提出部数は、3部とする。

##### 5.4 申請書類

契約の相手方は、訓令に基づく適用除外の申請のため、次の書類各4部を契約後速やかに契約担当官等經由の上、調達要求元に提出するものとする。ただし、契約担当官等が認めた場合は、一部又は全部を省略することができる。

- a) 主要諸元表
- b) 外観三面図又は外観四面図
- c) 主要部強度計算書

##### 5.4 納入書類

###### 5.4.1 添付書類

添付書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、トレーラ1両ごとに、次による。

- a) 取扱説明書1部
- b) 部品表1部

###### 5.4.2 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表5による。

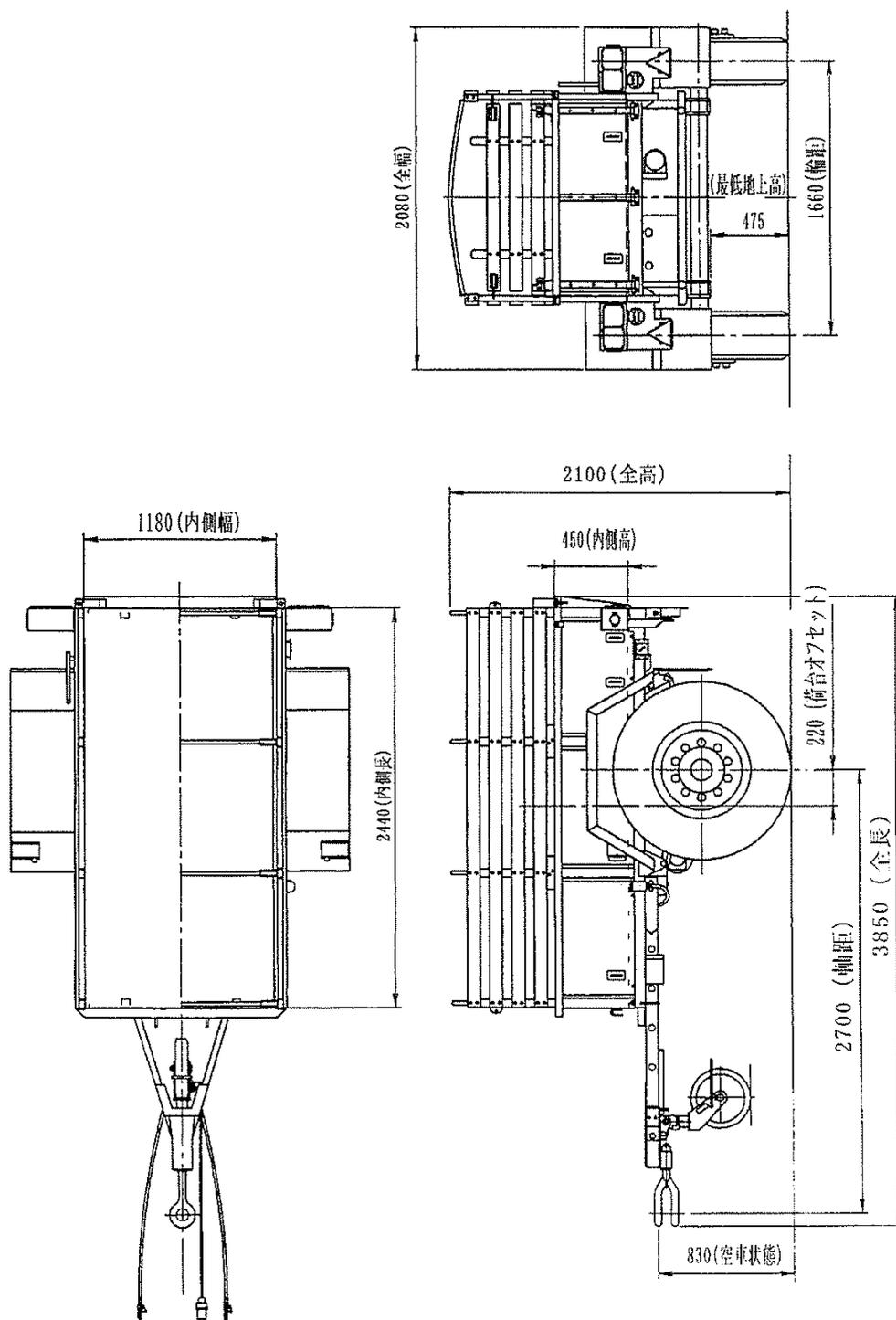
表5－提出書類

名称	時期	数量	提出先	注記
取扱説明書	納入時	1部	調達要求元	_____
部品表		1部		_____
整備資料		1部		_____
完成品写真		1組		キャビネ版四面(前後左右)

付表 1 - 1 t トレーラの検査項目、試験方法及び判定基準

検査項目	試験方法	判定基準
ねじ部品類	_____	2.3による。
構造		2.4.1による。
形状	目視による。	2.4.2による。
寸法・質量	空車状態で、トレーラの全長、全幅、全高、輪距、最低地上高及び荷台の寸法並びに質量について計測器を使用して調べる。	2.4.2及び2.4.3による。
外観	目視による。	2.5.1による。
最大安定傾斜角	空車状態で、けん引車両に連結し、傾斜台に乗せ、右側及び左側に傾けたときの安定度を調べる。ただし、必要がある場合を除き、計算値の提示を受けて確認する。	2.5.2による。
運行試験	最大積載状態で、けん引車両に連結し、平地、坂路、長坂路、舗装路、砂利道などを含む試験路を50km以上走行するものとする。 試験路を適宜数区間(出発点及び到着点を含む。)に区分して、各装置の機能、作動、漏れ、異音、過熱などを調べる。走行中においては、装置の機能、作動、異音などを調べる。	
制動装置性能	常用ブレーキ及び駐車ブレーキは、検査時車両状態で、ブレーキテスタによる試験を実施する。 なお、ブレーキテスタを用いて試験することが困難であるときに限り、走行試験などの適切な方法により制動力を確認する。駐車ブレーキは、最大積載状態で18%勾配(tanの値)の平坦な乾燥したコンクリート又は同等の摩擦係数をもつ路面で停止できることを確認する。	
非常用ブレーキ装置	空車状態で、けん引車両に連結し、けん引車両の機関を始動させ空気圧が490 kPa以上になったら、トレーラのブレーキエアホースを切り離し、けん引車両を低速発進させ、トレーラの制動状態を調べる。	
機能	作動、漏れ、異音、過熱などを調べる。	
塗装		2.6による。
製品の表示	目視による。	2.7による。
標識		2.8による。
注記 けん引車両は、3 $\frac{1}{2}$ tトラック及び1 $\frac{1}{2}$ tトラックとする。		

単位 mm



図番	付図1	名称	1tトレーラ	尺度	—
防 衛 省					